

(第60号議案)

子ども・子育て支援新制度施行に向けた地域型保育事業の認可基準の制定について

1 議案名

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

2 制定の背景と趣旨

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)が施行される予定である。

この新制度は、子ども及びその保護者に必要な支援・給付及び子育て支援を総合的かつ計画的に行い、子どもの健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されることを目的としたものである。新制度においては、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、地域型保育事業を市区町村による認可事業として児童福祉法に位置付け、利用者が、多様な施設や事業の中から利用するサービスを選択できる仕組みとすることとしている。また、給付の実施主体である区市町村が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認することとされている。

この地域型保育事業の認可基準については、児童福祉法において、区市町村が国の定める基準を踏まえて制定することとされているため、この基準を制定する。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。ただし、附則第6項の規定は公布の日から施行する。

4 主な内容（条例の骨子）

条項	制定する主な内容
第1章 総則 （第1条～第21条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の目的 ・ 家庭的保育事業等の一般原則 ・ 保育所等との連携（連携施設の確保、集団保育の機会の設定、代替保育の提供） ・ 非常災害対策（非常口等の設置、2方向の避難経路の確保） ・ 食事（自園調理、栄養・嗜好等への配慮） ・ 食事の提供の特例（連携施設等からの搬入等）について規定
第2章 家庭的保育事業 （第22条～第26条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の基準（専用保育室の設置、面積基準等） ・ 職員に関する基準 ・ 保育時間 等について規定
第3章 小規模保育事業 （第27条～第36条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業の区分（小規模保育事業A型、B型、C型） ・ 設備の基準（専用保育室の設置、面積基準等） ・ 職員に関する基準 ・ 保育時間 等について規定
第4章 居宅訪問型保育事業 （第37条～第41条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅訪問型保育事業の提供範囲 ・ 設備の基準 ・ 職員に関する基準 ・ 保育時間 等について規定
第5章 事業所内保育事業 （第42条～第48条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員の設定 ・ 設備の基準（専用保育室の設置、面積基準等） ・ 職員に関する基準 ・ 連携施設に関する特例 ・ 保育時間 等について規定